

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2025年度 秋季
専門科目 (憲法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。

解答にあたっては、各(A)～(D)それぞれ、以下の論点を含んだ上で、自らの考えも加えて明確に論述することが必要です。

- (A) 行政権の概念については、複雑多岐に及ぶ行政作用をカバーする定義が困難だという問題があること、そのような中で積極的な定義を行う学説はあるが、伝統的に控除説（消極説）が通説的な学説であることやそれぞれの学説の問題点を示すことが最低限必要です。さらにそこから「執政」という概念を用いて説明しようとする学説や行政権の行使とは法律の執行であるとする説等、現代の議論に踏み込んで自分の見解を展開できているかがポイントになります。
- (B) まず①「部分社会」とはどのような概念かを明らかにし、この法理（ないし理論）では部分社会における紛争には司法審査は及ばないと考えられていること、②過去にこの法理（ないし理論）を使ったと思われる判例を挙げて説明すること、③この法理（ないし理論）の問題点を挙げること、以上を含んだ上で論述することが必要です。
- (C) 主権者としての国民は、君主主権における君主の場合のように一人の人間ではないので、どこまで具体的に意思表示できる存在と考えることができるのかという問題があります。抽象的な「全国民」と考えるのか、具体的な「有権者の総体」と考えるのか、それぞれの捉え方にどのような問題点があるのかを論述することが必要です。さらに、これに関連して、国民主権の「正当性的契機」と「権力的契機」の二つの面から考える芦部説（「総合説」とも呼ばれる）が出てくることや、フランス的なナシオン主権やプープル主権の概念とそこから出てくる代表と国民の関係、プープル主権と社会契約論との関係、等にどこまで触れられているかが、ポイントとなります。
- (D) 平等についての基本的な理解として、法適用の平等と法内容の平等、絶対的平等と相対的平等についての基本的な理解を前提に、14条の列举自由を「例示」とみるか否かについて、判例と学説の考え方を説明することが必要です。相対的な平等として「合理的な区別」は許されると考える場合に、①何をもって「合理的」と考えるかが問題になること、②その点で特に列举事由に意味を持たせる学説が有力になってきていること、③列举事由に特別な意味を持たせる立場では列举事由に当たるか否かで違憲審査の基準が変わってくること、がどこまで論述できるかがポイントになります。

《出題の意図》

憲法の基本的な論点につき、学説がどのように展開されてきたかを理解した上で、論理的に文章を構成する能力があるかどうか、また論点によっては関連判例についての知識があるかどうかをも問うものである。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (民法)		

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

他人が所有する物を目的物とする売買において、契約当事者が無権代理人である場合と他人物売主である場合とによって、法律関係がどのように異なるかを問う問題です。

設問1では、本人が無権代理人を相続した場合と第三権利者が他人物売主を相続した場合のそれぞれについて、履行請求権をめぐる法律関係を説明することが求められます。

設問2では、各場合にそくして、相続により承継した責任の内容について説明することが求められます。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 秋季
専門科目 (商法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

(解答例が「模範答案」であると誤解されることを避けるために、触れるべき論点を箇条書きするスタイルで解答例を示す。あくまでも「例」であるので論点を網羅し尽くしているわけではないこと、実際の解答が箇条書きである場合には、「述べる」「検討する」という問いの要求に沿った解答ではないので大きく減点されることになることに留意すること。)

問1 ・「払込期日」の法的意義とその前後における救済方法の相違

(期日前)

- ・新株発行差止め請求権の意義及び要件
- ・上記要件への設例記載事実の当てはめ
- ・民事保全法にもとづく新株発行差止め仮処分申立ての意義と要件
- ・仮処分要件への設例記載事実の当てはめ
- ・結論

(期日後)

- ・株式発行無効の訴えの意義及び訴訟要件・無効要件
- ・上記要件への設例記載事実の当てはめ
- ・結論

問2 ・Zが有利発行によりどのような損害を被ったと考えられるか

- ・上記損害を事後的な責任追及により填補するため、会社法上どのような請求権にもとづき、どのような方法で責任追及することができるかの検討

[会社法429条1項にもとづいて責任追及する方法]

- ・会社法429条1項の意義と要件
- ・Yら各々の要件該当性と責任追及の可否

[株主代表訴訟による責任追及の方法]

- ・Yら各々につき責任追及訴訟の対象となる責任発生の要件該当性
- ・Yら各々につきXによる責任追及の可否

《出題の意図》

公開会社である株式会社における、いわゆる有利発行に当たる新株発行についての理解を問う問題である。

問1は、株主総会決議を経ずに有利発行に該当する新株発行が行われる場合の株式発行の事前差止め的手段、及び発行後の株式発行無効の訴えの成否についての理解を問う問題である。

問2は、有利発行がなされた場合に、会社及び既存株主にどのような損害が生じるかについての理解を問う問題である。併せて、株主が上記の会社及び株主の損害の回復を図る方法として会社法が用意する

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (商 法)		

制度についての理解も問うている。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2025年度 秋季
専門科目 (労働法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

1. 整理解雇について

使用者側が一方的に労働契約を解約することを解雇という。解雇は、たとえば労働者が私傷病を原因として労働能力を喪失した場合など、労働者に起因してなされる場合がある。その一方で、解雇は、経営状況の悪化など、使用者側に起因してなされる場合もある。後者の解雇をとくに整理解雇という。

2. 解雇に関する規制

解雇は、労働者の生活に与える影響が大きいことから、法令により①解雇の手続き、②一定期間内の解雇、③一定の理由原因とする解雇に規制がなされている。

①の代表的な規制は解雇予告制度である（労働基準法 20 条）。すなわち、使用者が労働者を解雇する場合は、30 日前に予告するか 30 日分の平均賃金を支払わなければならないとされている。

②については、産前産後の休業期間とその後 30 日後、あるいは業務上の災害による休業期間とその後 30 日間の解雇が禁止されている労働基準法 19 条がある。

③については、(1)労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とした解雇（労働基準法 3 条）、(2)性別を理由とした解雇（均等法 6 条 4 号）、(3)労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたこと理由とした解雇（労働組合法 7 条）、(4)監督機関への申告を理由とした解雇（労働基準法 104 条 2 項、最低賃金法 34 条 2 項など）がある。

しかし、整理解雇が可能かどうかは、これら法令上の規制からも明らかではない。

3. 解雇権濫用法理の確立と立法化

2 で挙げた法令上の規制に該当しない解雇が可能かどうかについては、解釈に委ねられてきた。この点、判例・裁判例の積み重ねによって一定のルールが確立してきたとあってよい。具体的には、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とするというものである（高知放送事件・最判など）。これを解雇権濫用法理という。

この解雇権濫用法理は、現在労働契約法 16 条で明文化されている。しかし、整理解雇が可能かどうかは、この労働契約法 16 条をみても明らかではない。なぜなら、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」としか定めていないからである。

結局、この点も法の解釈に委ねられているのが現状である。

4. 整理解雇法理

整理解雇についても、裁判例の積み重ねによって一定の法律が確立している。具体的には、①人員整理の必要性、②解雇回避努力の有無、③人員選定の合理性、④労働組合や労働者との誠実な協議といった点から（整理）解雇が妥当か否かについて総合的に考慮されるというものである。これを整理解雇法理とい

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2025年度 秋季
専門科目 (労働法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

う。

①人員整理の必要性については、一般的には倒産必至という状況まで求められず、企業経営上の合理的な必要性があれば認められる傾向にある。つぎに、②解雇回避努力は、希望退職者の募集、配転・出向、新規採用の抑制、時間外労働の抑制などを実施し、できるだけ労働者を解雇しないような経営努力が行われているか否かが問われる。③人員選定の合理性とは、かりに解雇がやむを得ないとしても、解雇対象者の選定基準が使用者の恣意に基づくものではなく、合理的な基準が求められるというものである。具体的には、女性や労働組合員だけを狙い撃ちにしたり、「労働者のやる気」といった抽象的で評価的な基準による被解雇者選定の基準は合理性が疑われることになる。最後に、④労働組合や労働者との誠実な協議とは、手続き的な規制要素であり、文字通り労働組合や労働者との間で、整理解雇せざるをえない経営状況等を誠実に説明し、労働組合や労働者らの納得を得る努力を行うことを指す。

5. 有期労働契約の期間中の整理解雇

上記の整理解雇法理は、無期労働契約を締結している労働者に妥当し、有期労働契約を締結している労働者に対する（整理）解雇には適用されない。なぜなら、有期労働契約の期間は、両当事者が当然に守られなければならない特別な合意であるからである。実際、労働契約法 17 条 1 項は、「やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と定めている。したがって、単に整理解雇法理における考慮要素である上記①～④を満たすものであっても、有期労働契約期間中の（整理）解雇は、天災事変など、労働契約の期間途中でも解約せざるを得ないという「やむを得ない事由」が求められる。

《出題の意図》

出題の意図は、学部教育の中で労働法の基本的論点が定着しているか確認することが本問の目的である。

労働法の中でも重要な論点である解雇について、その規範内容が適切に理解できているか否かを問う問題である。とくに整理解雇は、労働者に帰責性のない解雇であり、労働者に帰責性のある解雇と比べると要保護性が高いことが理解されている必要がある。この点、裁判例の積み重ねによって確立しているいわゆる「整理解雇法理」における判断要素が適切に説明できているか否かが、採点のポイントとなる。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2022年度 春季
専門科目 (行政法)		

(1)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、行政処分の効力に対する司法審査に関する判例法理とされている「取消訴訟の排他的管轄」について、その定義、根拠となる行政処分の特質、具体的な適用範囲、および救済制度における例外と限界を総合的に説明することができるかを評価することを目的とする。とくに、その定義と根拠が正確に理解できているかどうか、取消訴訟以外の訴訟類型の選択において、この法理が有する意義や例外的な救済ルートを選択、行政処分の無効との関係、国家賠償請求訴訟との関係について適切に説明できるかを評価する。

(2)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、行政契約の定義、行政行為との関係、および行政法による規制について具体例を交えて体系的に論じることができるかを評価するものである。特に以下の論点の提示と検討が求められる。

- ・行政契約は行政主体を当事者とするもので、民事契約と同質である。一方的な「行政行為」とは対比される概念であり、行政主体間の契約も含まれること。
- ・行政契約は非権力的行為であるため、法律の留保（侵害留保説や権力留保説）や契約自由の原則により、行政行為のような法律の根拠は不要とされる原則を論じること。
- ・民法の規律に加え、行政法上の要請や人権保障等による特有の制約を受けること。
- ・法律による行政の原理の趣旨から契約によって行政機関に権力的権限（実力行使権限など）を認めることは禁止され、また、法的根拠なしに公権力行使の委託も認められないこと。

以上を通じ、行政契約が民事法上の契約でありながら行政法的制約に服する構造を理解しているかを評価する。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2022年度 春季
専門科目 (行政法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

(3)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、行政事件訴訟法における事後救済の限界を補う「差止めの訴え」（差止訴訟）の機能と構造について、定義、要件、仮の救済との関係から体系的な理解を問うものである。特に以下の論述が求められる。

- ・差止訴訟とは、行政庁がすべきでない処分をしようとする場合に、その禁止を求める訴えである（行訴法3条7項）。違法な処分を未然に防ぐ事前訴訟であり、法定抗告訴訟に位置づけられる。
- ・事前訴訟であるため、取消訴訟よりも要件が加重されている。
- ・処分が確実になされる状況（蓋然性）にあり、特定可能であること。単なる「おそれ」や仮定的な訴訟は認められない。
- ・原告適格は、差止めの法的利益を有する者に限定され、その利益は取消訴訟と同質である。
- ・重大な損害が必要とされる。これは、処分後の取消訴訟等では救済困難な場合を指す。
- ・補充性が必要されている。これは、他に適当な方法がない場合に限り認められる。
- ・認容要件は、処分の違法性が法令の規定から明らかであるか、または処分が裁量権の逸脱・濫用となると認められることである。これは未だされていない処分の違法性を判断するものである。

以上を通じ、差止訴訟が違法処分の予防的排除の機能を果たすことを示すことが求められる。

(4)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、国家賠償法2条1項に基づく営造物責任における中心概念である「瑕疵」について、その意義を正確に理解しているか、具体的な判断枠組みを判例に照らして論述できるかを問うもので

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2022年度 春季
専門科目 (行政法)		

ある。具体的には、以下の点を論じることが求められる。

- ・同条の責任が、公務員の過失を問わない無過失責任であり、営造物の客観的な危険性に着目したものであること。
- ・「瑕疵」の意義が、当該営造物の構造、用法、場所的環境等を総合考慮した「通常有すべき安全性」の欠如にあること。
- ・物理的な欠陥（物的性状瑕疵）における「通常の用法」による限定や、河川などの自然公物における特例（過渡的安全性）について説明すること。
- ・営造物自体に物理的な欠陥がなくとも、利用の結果として第三者に被害を与える「供用関連瑕疵（機能的瑕疵）」についても「瑕疵」に含まれること。

以上を通じ、公の営造物の設置管理の瑕疵の意義と判断基準をしめすことが求められる。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 秋季
専門科目 (刑法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

各問とも、論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできない。解答に当たっては、特に、以下の点について、正確な知識および論理的な理由付けが記述されていることが求められる。

問1 本問では、刑法における違法性の意識またはその可能性の必要性について、学説の対立を踏まえて、基本的な知識が整理して記述されていることが必要である。一般的には、刑法38条3項との関係で、違法性の意識を必要とする厳格故意説を批判したうえで、違法性の意識の可能性の要否について、故意または責任の本質から論じることになろう。違法性の意識の可能性を必要とする立場からは、制限故意説と責任説の対立についても論じることが求められる。なお、違法性阻却事由を基礎付ける事実の錯誤の取扱い（責任説では制限責任説と厳格責任説の対立）については、本問で論じても、問2で論じても、いずれでも構わない。

問2 本問では、法的三段論法を前提に、刑法における基本的な事例問題を解決することにより、理論的知識だけでなく実践的な問題解決ができる能力を確認することを第1の目的としている。したがって、問題となる構成要件の把握や故意、正当防衛、共犯等の各要件についても、一通り検討することが求められる。

そのうえで、特に争点となる論点として、過剰性の認識に欠ける場合の誤想防衛の理解、事実の錯誤と法律の錯誤の区別についての理解を確認することを第2の目的としている。解答においては、過剰防衛と違法性の錯誤についての基本的な理解を前提に、甲と乙の主観的事情の相違を意識しつつ、それが結論どのように影響を与えるかを理論的に検討したうえで、本問の事案に当てはめて解決を示す必要がある。

問3 本問の事案では、過剰性の認識の欠如に加えて、急迫不正の侵害（具体的には不正性）の認識が欠ける類型の誤想過剰防衛（過失の誤想過剰防衛）となる。そのため、本問は、一般的な誤想過剰防衛（故意の誤想過剰防衛）とは異なる類型が問題となっており、両者の違いを踏まえて刑法36条2項の適用・類推適用の可否や本問の事案における解決を論じることが求められる。

《出題の意図》

問1 本問は、刑法における違法性の意識またはその可能性の認識を素材に、学説が対立する論点について、その対立構造の理解およびそれに対する自らの見解を論理的かつ説得的に示す能力を問うことを意図した出題である。

問2 本問は、誤想防衛を素材に、論点に関する理解および法的三段論法による法適用能力を前提に、刑法における基本的な事例問題を解決することができるかを問うことを意図した出題である。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (刑法)		

問3 本問は、誤想過剰防衛を素材に、より応用的な論点に関する正確な理解および法的三段論法による法適用能力を前提に、刑法における基本的な事例問題を解決することができるかを問うことを意図した出題である。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 秋季
専門科目 (国際法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

- 第1問 論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできない。「出題の意図」に示した論点について条約法に関する理解を示し、考察を論理的に展開することを意識して解答されたい。
- 第2問 論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできない。「出題の意図」に示した論点について国際裁判制度に関する理解を示し、考察を論理的に展開することを意識して解答されたい。

《出題の意図》

以下の通り、国際法の基本的な論点についての正確な理解、および、それについて論理的に議論を展開する能力をはかることを狙いとして、出題した。

- 第1問 まず、「条約法に関するウィーン条約」(ウィーン条約法条約)に定められた条約の留保に関する制度(留保の許容性の基準、留保に対する他国の受諾・異議申立ての効果など)について、正しく理解できているかを問うた。そのうえで、留保の許容性と受諾・異議申立ての関係をめぐる解釈対立(いわゆる許容性学派と対抗力学派の対立)について考察することを求めたものである。
- 第2問 まず、ICJの制度についての正確な知識を前提として、争訟手続と勧告的意見手続との相違(事件の性質や法的拘束力など)を的確に説明できるかを問うた。そのうえで、国家間紛争に関わる問題について勧告的意見の要請がなされた場合(基本的に一方の当事国の同意を欠く状況が想定される)のICJの判断のあり方を考察することを求めたものである。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 秋季
専門科目 (知的財産法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

- 【設問 1】 ①特許法 2 条 1 項の発明の定義に関して、最高裁は、『自然法則を利用した』発明であるためには、当業者がそれを反復実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要である。」と判示している（最判平成 12 年 2 月 29 日民集 54 卷 2 号 709 頁〔黄桃の育種増殖法事件〕）。このことを踏まえた論述ができていればよい。
- ②（1）については、著作物を定義した 2 条 1 項 1 号の「思想又は感情を表現したもの」という文言に言及しつつ、「思想又は感情」そのものではなく「思想又は感情」を「表現したもの」が著作物とされることに言及できていければよい。他方（2）は、特許法で権利者の専権とされる（第三者が禁止される）行為と、著作権法におけるそれとを比較すると、著作権法の方がより他者の表現の自由や学問の自由と抵触しやすい構造・内容になっているため、広くアイデアまで保護してしまうと違憲になりかねないからだ、といった論述が、想定される解答例となる（が、必ずしもこれに限定するものではない）。
- 【設問 2】 A) 均等論に関する重要判例であるボールスプライン事件最高裁判決（最判平成 10 年 2 月 24 日民集 52 卷 1 号 113 頁）を踏まえつつ、文言侵害と均等侵害の両者を合わせたものが特許発明の技術的範囲となる、という関係を示すことができているとよい。
- B) 公表権（著作権法 18 条）・氏名表示権（19 条）・同一性保持権（20 条）について、それぞれ条文の文言も適宜引用しながら、その内容を「簡潔に」説明できているとよい。
- 【設問 3】 (ア) 特許権が「設定の登録により発生する」ことを定めた 66 条 1 項と、特許権の存続期間が「特許出願の日から二十年をもつて終了する」ことを定めた 67 条 1 項に言及しつつ、「特許出願」の後、審査を経て登録査定がなされた後に「設定の登録」がなされる以上、「特許出願の日」よりも後に「設定の登録」がなされるのであるから、必然的に特許権の存続期間は 20 年よりも短くなるということが説明できているとよい。
- (イ) 著作権法 51 条 1 項は、「著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。」と規定し、他方、同条 2 項は、「著作権は、・・・著作者の死後・・・七十年を経過するまでの間、存続する。」旨を規定している。両者を合わせて読むと、<「著作物の創作の時」から「著作者の死」まで>の期間と、<「著作者の死」から「70 年を経過するまで」>の期間を合わせたものが、著作物の保護期間（著作権の存続期間）であることが読み取れる。後者が 70 年間である以上、前者（著作物の創作の時から著作者の死までの期間）の分だけ、著作物の保護期間（著作権の存続期間）は 70 年よりも長くなる。以上の説明ができていければよい。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 秋季
専門科目 (知的財産法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《出題の意図》

- 【設問1】 ①特許法2条1項の発明の定義について、最高裁判決の内容も含め、理解を問う出題である。
- ②特許法と著作権法の制度設計の違いについての理解を問う出題である。
- 【設問2】 A) いわゆる均等論について、関連用語を正しく理解できているかを含め、基礎的な理解ができているかを問う出題である。
- B) 著作者人格権についての基礎的な理解を問う出題である。
- 【設問3】 (ア) 特許権の存続期間について、根拠条文を正しく示しつつ、存続期間について論理的な説明を展開する能力の有無を問う出題である。
- (イ) 著作権の存続期間について、根拠条文を正しく示しつつ、存続期間について論理的な説明を展開する能力の有無を問う出題である。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2024年度 春季
専門科目 (民事訴訟法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題の意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

債務不存在確認訴訟に関する諸論点について問う問題です。

①200万円の貸金債務のうち100万円は支払いを済ませていることを理由とした債務不存在確認訴訟であり、100万円の貸金返還請求権の存否が訴訟物となります。

②確認の利益について一般的に論じられる基本的な要件について問う問題です。

③本訴が確認訴訟、反訴が給付訴訟である場合に、訴訟関係がどうなるのかを問うています。判例（最判平成16.3.25民集58巻3号753頁）によれば、反訴が提起されると、先に提起されていた債務不存在確認の訴えは事後的に訴えの利益を喪失することになると考えられます。本訴と反訴とは、給付義務の有無が訴訟物となる点で共通するのみならず、給付訴訟の方が執行力が付与されるという点で紛争解決機能が高いことから、反訴として給付訴訟が提起された以上、本訴について本案判決を求める必要性は消滅すると考えられるためです。

もともと、二重起訴あるいは重複訴訟（民事訴訟法142条）の問題として論じることもあり得ます。

④⑤は、一部請求の訴訟物の理解についても問う問題です。③のBによる反訴が、200万円の貸金返還請求権のうちの一部であることを明示しているのか、黙示的な一部請求であるのか場合分けをして論ずる必要があります。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (刑事訴訟法)		

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (英米法)		

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (西洋法制史)		

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (法哲学)		

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (社会保障法)		

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 秋季
専門科目 (倒産法)		

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。